

(津波被害を受けた土地等の評価)

[Q 4] 特定非常災害により津波被害を受けた土地等はどのように評価するのですか。

[A]

特定非常災害により津波被害を受けた土地等については、Q 1（特定非常災害により被災した土地等の評価）のとおり評価することになります。ただし、特定非常災害によって海面下に没した（水没した）土地等については、その状態が一時的なものである場合を除いて、評価しないこととします。

（注） 特定非常災害以外の災害により海面下に没した（水没した）土地等においても、この取扱いに準じ、評価しないこととして差し支えありません。

【関係法令等】

災害個別通達 2、3